

令和9年度全国高等学校総合体育大会第77回全国高等学校スキー大会（アルペン） 宿泊斡旋業務委託仕様書

1 趣旨・目的

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に開催されるものです。

この業務は令和10年2月に岐阜県高山市で開催される全国高等学校総合体育大会第77回全国高等学校スキー大会（アルペン）に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営委員、視察員、報道関係者、メーカー等（以下「大会参加者」という）に対して、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供につとめることを目的とする。

2 業務委託名

令和9年度全国高等学校総合体育大会第77回全国高等学校スキー大会（アルペン）宿泊斡旋業務委託

3 事業実施期間

契約締結日から令和10年3月10日（金）まで

4 業務内容

① 宿泊施設の選定・斡旋

【宿舎の選定および確保】

- （1）大会参加者の宿舎は、原則として高山市の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館、および簡易宿泊所等をいう。以下同じ）を利用するものとする。
特に、高山市丹生川町地区、奥飛騨温泉郷平湯地区を優先して配宿する。ただし、都道府県の本部役員、報道関係者、メーカー等の宿舎については、この限りではない。
- （2）宿舎は競技会場から冬期間であっても、1時間以内で到着できる地区とする。
- （3）風紀上、衛生上および防火上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

【宿泊料金等】

- （1）1泊2食の料金設定を宿舎に応じてA～Cで設定する。都道府県の本部役員、報道関係者、メーカー等の宿舎で高山市内のビジネスホテルの場合は1泊朝食付の料金も設定する。
- （2）欠食した場合の控除について設定する。
 - ア 朝食の欠食については、取り扱いしない。
 - イ 夕食を欠食した場合の控除金額を宿泊料の30%を上限として各宿舎で設定する。
 - ウ 欠食に伴う宿泊料金からの食事料金控除は、前日の正午までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとする。

(3) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊者本人または宿泊者の中から定めた宿泊責任者（以下「責任者」という）が支払う。支払い方法については、受託者の提案によるものとし、準備委員会又はその業務を承継する実行委員会（以下「委託者」という）と協議の上決定する。

【配 宿】

配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手、監督の宿舎は、可能な限りその競技場までの交通状況等並びに都道府県別、競技種目別、学校別、および男女別等を考慮して配宿するとともに、原則として他の大会参加者の宿舎とは別にするものとする。
- (2) 競技・運営委員については、できる限り同一または近隣の宿舎に配宿するものとする。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、2.0畳（3.3㎡）以上とする。
スキー選手は、長期合宿を経て全国高校総体に出場する選手が多いため、荷物が大変多く、大きなバッグを使用している。そのため一人一畳では不足し、2畳分以上は必要である。
また、体調不良者が出た場合や、風邪・インフルエンザなど感染を防ぎたい場合などを想定し、予備の部屋を確保できることが望ましい。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めないものとする。任意に宿舎を変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責任を負うものとする。

【食 事】

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和がとれたものとなるように配慮し、関係者の協力を得て提供するものとする。

(1) 食事の時間について

競技運営上、朝早くからの開始が必要となり、それに合わせて選手・監督も早朝から行動するため、早い時間の朝食対応が必要となる。従って、最も早い時間では、朝5:00からの対応が必要となる場合がある。

(2) 食事内容について

スポーツ選手の宿舎として、栄養バランスのとれた食事の提供を行うこととする。

過去に、夕食はカレーライスのみ、朝食は冷たいおにぎりのみという食事を提供し、選手、監督からクレームが入った事案があった。朝食、夕食ともに豪華なものという意味ではなく、温かく、バランスのとれた献立が望ましい。

【スキーの手入れ施設（ワックスルーム）の確保】

選手はスキー板のエッジを磨いたり、雪質に合わせたワックスを塗ったりする作業を毎日行う。従って、チューンナップ（板の手入れ、ワックスを塗る作業）スペースが必要となるため、以下の点に注意し、可能な限り確保できるよう努める。

- (1) 適当な広さのスペース（車庫や土間、または大広間等でもよい）が必要。ただし、ワックスをアイロンで溶かした後、削る作業を行うため、室内の場合は、シートを敷く、スリッパを分けるなどの養生が必要である。（スペースは選手20名に対して10畳程度）

- (2) アイロンを使用するため、電源が複数必要である。(延長コードでも良い)
- (3) 暖かく作業を行えるよう、暖房器具が必要である。(石油ストーブなど)
- (4) 換気が可能であること。(換気扇の有無、窓の開閉など)
- (5) 施錠が可能なこと。選手の板は高額であり、盗難の恐れがあるため。

【その他の配慮事項】

宿泊施設選定において、以下の点に留意することが望ましい。

(1) 洗濯機の使用について

長期合宿からインターハイ会場に入る選手が多く、洗濯が必要になる。そのため、選手が使用できる洗濯機があることが望ましい。

(2) チェックイン、チェックアウトの日に更衣できる部屋や荷物を置いておける部屋を準備すること。

朝、到着後練習に向かう学校や競技最終日に荷物を置いたまま会場に向かい、競技終了後に一旦宿舎に戻り、更衣、荷物の積み込みを行い、移動する学校があることから、その学校のニーズに応じていただけるよう配慮いただきたい。

(3) 駐車場について

マイクロバス、ワゴン車で来場する学校が多いことから宿舎もしくは近くに広めの駐車スペースがあること。

【宿泊料金適用期間】

令和10年2月3日(木)から令和10年2月11日(金)10時まで

＜大会期間・会場＞

令和10年2月5日(土)～10日(木)

(1) 開会式 2月6日(日) 高山市

(2) 競 技 2月7日(月)～ 10日(木)

アルペン 飛騨ほおのき平スキー場(高山市)

【宿泊申込】

宿泊申込の受付方法は、受託者の責任において行うものとし、大会参加者の負担減につながるよう努めること。

【宿泊の変更および取り消し】

- (1) 入宿前にあつては、宿泊申込代表者(各県専門委員長)が、指定された方法で、受託者へ連絡するものとする。なお、その申し出の効力の発生は、連絡が到着した日時とする。
- (2) 入宿後においては、宿泊者本人または責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申し出のあった日時とする。

【宿泊取り消し料】

- (1) 宿泊取消料の支払い

宿泊を取り消した場合の取消料は、1名につき次のとおりとし、宿泊者本人または責任者が支払うものとする。支払い方法については、受託者の提案によるものとし、委託者と協議の上決定する。

宿泊取消の申し出区分	宿 泊 取 消 料
宿泊予定の3日前まで	無料
宿泊予定の2日前から 前日正午まで	宿泊料金の50%
宿泊予定の前日正午以降 から宿泊当日	宿泊料全額

(2) 選手、監督の特例

選手、監督が競技において、競技の都合等により宿泊を取り消す場合は、上記の定めにかかわらず次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿 泊 取 消 料
宿泊予定日まで	無 料
宿泊予定当日	宿泊料の50%

(3) 宿泊の最終責任者

宿泊者本人または責任者が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者（各県専門委員長）が最終的に責任を負うものとする。

【安全管理】

委託者との事前打合せおよび現地確認を行い、宿泊施設が適切であることおよび安全対策の内容を確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

5 業務実施体制

(1) 管理責任者等の配置

本業務の管理責任者との各種調整の窓口となる業務担当者を1名定めること。（共同体の場合は代表法人の者とする。）

(2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制を示す実施体制表を作成すること。また、事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、危機管理体制、対応方法を明確にしておくこと。

(3) 安全管理体制

本業務の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在連絡体制等を明確にしておくこと。

6 クレームへの対応および第三者に対する損害賠償

- (1) 大会参加者等からのクレームについて、受託者は解決に向けて誠意のある対応をとること。またその対応の経過について、速やかに委託者に報告すること。

- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護および情報セキュリティ

(ア) 受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係する法令等を遵守しなければならない。

(イ) 受託者は、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(ウ) 情報資産の利用及び提供の制限受託者は、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(エ) 受託者は、委託者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、本条の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

(オ) 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の個人情報・情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに委託者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、委託者の指示に従わなければならない。

(カ) 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 不当介入における通報義務について

妨害又は不当要求に対する通報義務

- (ア) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (イ) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 受託者の公募について

別紙「公募要領」のとおり

9 その他

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、委託者および受託者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ることとする。また、業務の実施に当たっては、委託者と十分協議したうえで行うものとする。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。